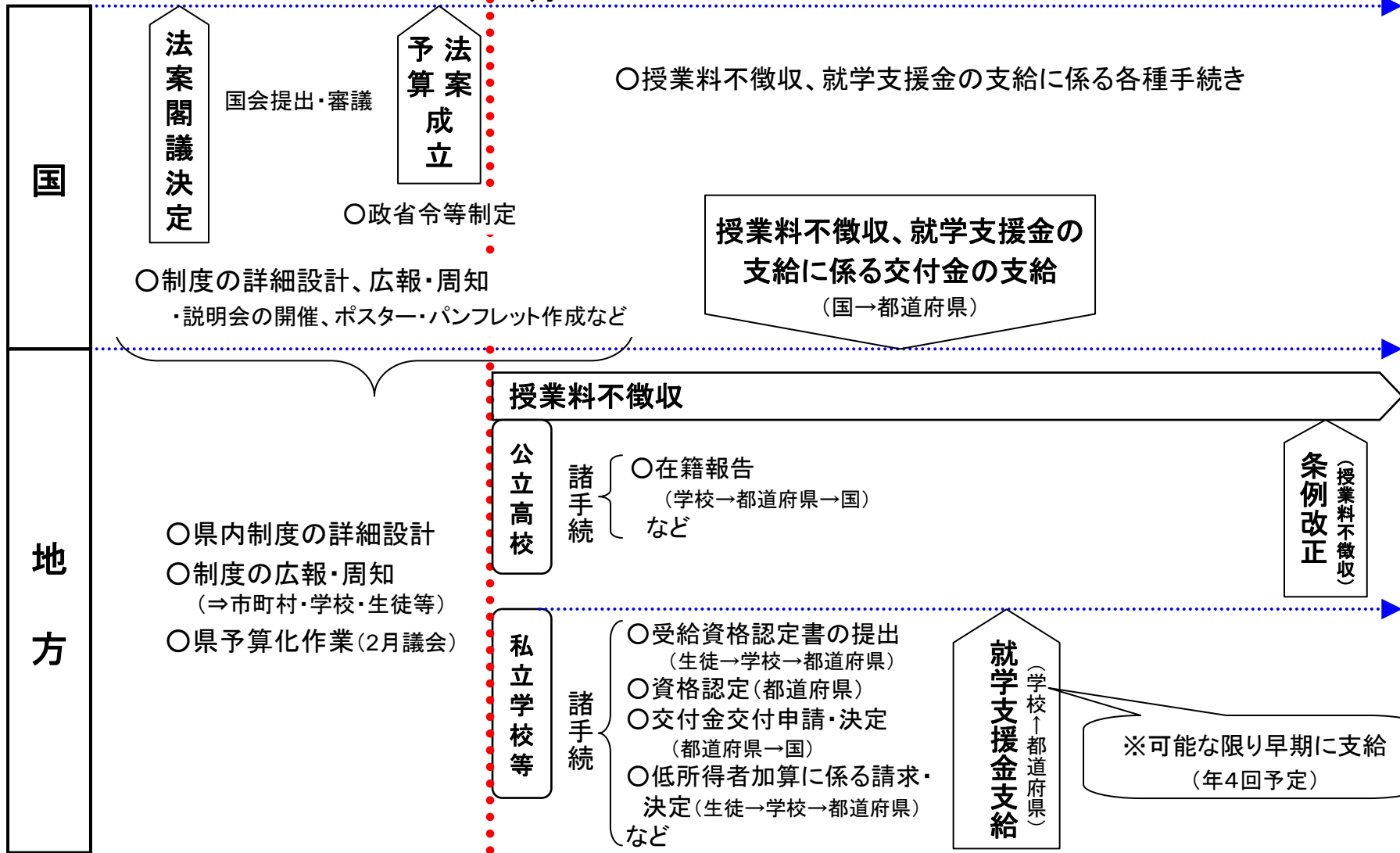


高校実質無償化の実施スケジュール(案)

H22年
1月

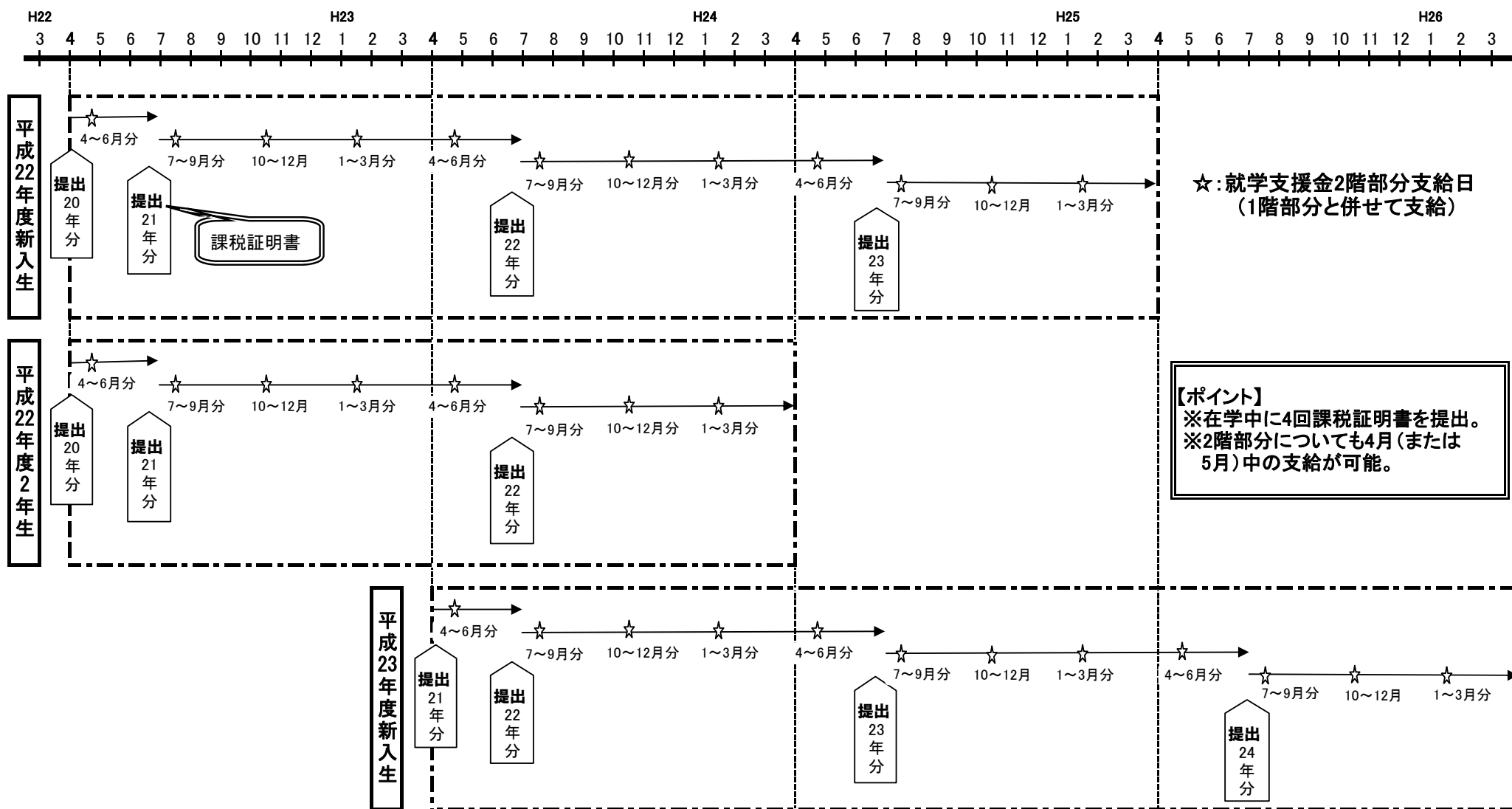
4月

6月



○低所得者層加算分（2階部分）の支給について（現在案） ※今後変更もあり得る

【基本的考え方】1～6月分は前々年度の所得を基準として支給、7～12月分は前年度の所得を基準として支給。



※: 課税証明書の提出時期は、平成22年度は4月及び6月、平成23年度以降は新入生は4月及び6月、それ以外は6月を原則とする。

※: 転入した場合は、受給資格申請書提出時に課税証明書を併せて提出。

低所得加算の考え方（案）

1. 制度の概要

○ 私立高校等の生徒については、高等学校等就学支援金として、118,800円を助成（学校設置者が代理受領）する。そのうち低所得世帯の生徒については、所得に応じて助成金額を1.5倍～2倍した額を上限として助成する。

① 年収250万円未満程度の世帯 118,800円の2倍額(237,600円)

② 年収250～350万円未満程度の世帯に対して118,800円の1.5倍の額(178,200円)

※これらの年収についてはあくまで目安であり、具体的な所得確認基準は以下のとおり。

2. 所得確認

○ 所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である住民税所得割額を活用することを検討。

○ 具体的な基準

① 237,600円を助成する基準（年収250万円未満程度に相当）

→ 住民税所得割額が非課税である場合

② 178,200円を助成する基準（年収250～350万円未満程度に相当）

→ 住民税所得割額が18,900円以下である場合

※なお、保護者の住民税所得割を合算した額が18,900円以下であれば加算対象。

※年収は、4人家族（妻は専業主婦、子ども2人（うち高校生1人））の世帯を想定した場合を参考として掲げている。

3. 所得基準の考え方

原則：

以下の基準を踏まえ、低所得加算対象となるかどうかの実質的な要件審査については、各学校において行うことを検討。

① 保護者（学校教育法第16条に規定する保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。）以下同じ。）の所得とする。

② 保護者がいない場合は本人の所得とする。

※なお、本人や家族が収入を得ている場合であっても、保護者の所得には合算しない。

※20歳以上の場合については、なお検討中。

4. 確認書類

○ 所得確認のための提出書類は、住民税所得割額が確認できるものとする。具体的には、課税証明書・納税通知書によることが考えられるが、どの書類を用いて確認するかは各都道府県の裁量とする方向。

※ 配偶者の所得確認としては、扶養対象配偶者であることの確認書類や非課税証明書・課税証明書などが考えられる。

公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金 Q & A (VOL.1)

※1.15都道府県担当者説明会で配布
変更がある項目については、その旨を「現時点の考え方」欄に記載

通番	問	現時点の考え方
I. 公立高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）について		
(制度全般)		
1	○今回、授業料不徴収の対象となる公立高等学校の範囲如何。	○地方公共団体の設置する高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)であり、市町村立の高等学校も該当する。なお、専攻科及び別科は除くものとする。
2	○公立高等学校在籍者はすべて授業料不徴収となるのか。	○新たに法律を制定し、公立高等学校においては、授業料を徴収しないことが生徒間の負担の公平の観点から適当でない認められる特別の事由がある場合を除き、授業料を徴収しない旨法律において規定することを予定。
3	○今回の制度改正に伴い授業料不徴収とする分については国費負担されるのか。	○国において、これまで地方公共団体が生徒から徴収してきた授業料に相当する額を負担することを予定。なお、具体的な算定方法については検討中。(国費算定の対象外とする者については、例えば、①一度高校を卒業している生徒、②3年を超えて(定時制・通信制は4年)公立高等学校に在籍している生徒を想定。)
4	○聴講料も不徴収にするのか。	○聴講料については、国費算定の対象外とする。(徴収するか不徴収とするかは各地方公共団体の判断。)
5	○専攻科・別科はなぜ対象にしないのか。	○専攻科は高等学校等の卒業生に対して教育を行うものであり高等学校と同等の課程とは言えない。別科は教育課程を各学校の設置者において、設置目的に沿って自由に編成することができ、修了要件や設置基準についても特段の基準がない。このため、今回の制度の対象外とする。(各地方公共団体の判断により不徴収とすることは可能。)
6	○国費算定において、従来検討していた年齢制限は設けないのか。	○年齢制限は設けないこととし、満20歳を超える者についても国費算定の対象とする。
7	○従来検討していた36ヶ月(定時制・通信制は48ヶ月)の支給期間が過ぎた者(留年者など)について、国費算定の対象になるのか。	○国費算定の対象外とする方向。(各地方公共団体の判断により不徴収とすることは可能。)
8	○一度、他の公立高等学校等を卒業した後に、再度公立高校に入学する場合は国費算定の対象になるのか。	○公立・私立を問わず、一度、高等学校等を卒業した者が再入学する場合には、国費算定の対象外とする方向。(各地方公共団体の判断により不徴収とすることは可能。)
9	○公立高等学校に二重在籍している場合は国費算定の対象になるのか。	○国費算定の対象とする方向。
10	○技能連携によって、公立通信制高校と私立の高等専修学校に同時に在籍している場合の授業料はどのようになるか。国費算定の対象になるのか。	○同時に在籍している場合でも、公立通信制高校の国費算定の対象とするとともに、私立高等専修学校に係る就学支援金の支給対象者とする方向。

11	○特別支援学校の授業料はほとんどの県において徴収していないが、国費算定の対象となるか。	○授業料を徴収していない道府県分についても予算に積算しているが、国費算定全体の方法について調整中。(1.15資料から改訂)
12	○公立高等学校に通う外国籍者も不徴収の対象となるのか。	○外国籍者についても不徴収とする。
13	○授業料不徴収に当たり生徒からの申請書の提出は不要か。	○地方公共団体からの国庫負担金申請は必要となるが、これまで検討していたような、生徒からの申請行為は必要ないものと整理。
14	○従来予定していた年4回の生徒数報告は必要か。	○検討中。(国費の算定をどのような形で行うのかによって決まるものとする。)
15	○現在、授業料が118,800円を上回る都道府県についても不徴収になるのか。	○すべての都道府県において、原則として授業料を徴収しないことを予定。この場合、授業料収入相当額(就学支援金として想定していた額(118,800円))を基礎として国費の算定を行うこととなる。
(予算)		
16	○国費の算定に係る基本的考え方如何。	○国において、これまで地方公共団体が生徒から徴収してきた授業料に相当する額を負担することを予定。なお、具体的な算定方法については検討中。
17	○国費負担については負担金か交付金か。	○地方財政法第10条の負担金とする方向。
18	○実際の授業料減免措置額は各都道府県によって異なるが、国費の算定はこれを勘案して各都道府県分に交付されるのか。	○調整中。
19	○市町村立高等学校に対して国費はどのように入るのか。	○県を介さず、国から直接交付する方向。 ○ただし、国費の交付に係るとりまとめ事務について、国から都道府県に委任する可能性はある。
20	○国からの交付金の名称如何。	○公立高等学校授業料不徴収交付金、高等学校等就学支援金交付金、高等学校等就学支援金事務費交付金となる。(1.15資料から改訂)
21	○平成22年度政府予算案3,933億円の内訳如何。	○公立高等学校授業料不徴収交付金……2,387億円 ○高等学校等就学支援金交付金……1,542億円 ○高等学校等就学支援金事務費交付金… 3.8億円 ○文部科学省事務費……0.3億円 (1.15資料から改訂)
22	○事務費3.8億円の内訳如何。	○予算積算上の考え方は生徒数・学校数などを基に算出。(1.15資料から改訂) ○事務費は就学支援金に関する事務が対象であり、不徴収となる分(公立高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校を含む))については対象外を予定。 ○公立学校のうち、専修学校・各種学校、高等専門学校に係る就学支援金事務については対象予定。

(条例改正)		
23	○条例改正に関する基本的考え方如何。	○授業料不徴収等に係る法施行日以降は、現行条例について、法の内容に抵触する形で授業料を徴収することができなくなることを踏まえれば、必ずしも年度内の条例改正が必須ではないと考える。 ○ただし、法案成立後の地方議会において、法の内容を踏まえた抜本的な条例改正が必要となる。 ○なお、年度内において地方自治体の自主的判断により条例改正を行うこともあり得る。
24	○公立高等専門学校、専修学校に係る授業料徴収条例の改正は必要か。	○公立高専、専各は授業料不徴収ではなく就学支援金制度の対象であり、設置自治体の条例等の定めるところにより授業料を徴収することになる。設置自治体においては、生徒の経済的負担軽減(例えば支援金支給までの間の猶予を認める等)に配慮願いたい。
25	○条例改正における留意点如何。	○法案成立後の地方議会に間に合わせるべく国において提示予定。

Ⅱ. 就学支援金について		
(制度全般)		
26	○基本的な支給対象学校種如何。	○国立：高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3学年。以下同じ。）、専修学校・各種学校（※後述） ○公立：高等専門学校、専修学校・各種学校 ○私立：高等学校（株立を含む）、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校・各種学校（国公私立とも高等学校等の専攻科及び別科を除くものとする。）
27	○専修学校・各種学校はすべて対象となるのか。	○専修学校・各種学校については、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学大臣が指定する学校を予定。具体的には専修学校については高等課程を想定、各種学校については制度上専修学校になり得ない外国人学校について予算上積算しているが、なお検討中。
28	○専攻科・別科はなぜ対象にしないのか。	○専攻科は高等学校等の卒業生に対して教育を行うものであり高等学校と同等の課程とは言えない。別科は教育課程を各学校の設置者において、設置目的に沿って自由に編成することができ、修了要件や設置基準についても特段の基準がない。このため、今回の制度の対象外とする。(各地方公共団体の判断により不徴収とすることは可能。)

29	○基本的な授業料標準額如何。	○国立の高等学校・中等教育学校後期課程は118,800円以内、国立の特別支援学校高等部は4,800円以内、それ以外の私立の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、国公私立の高等専門学校、専修学校・各種学校については118,800円以内で支給。 ○上記の額を上限に、実際に本人(保護者)が負担している授業料相当額について、国費で負担。 ○なお、私立高等学校等及び国公立の高等専門学校の場合、低所得世帯については1.5倍ないし2倍額を上限とする。
30	○基本的な支給期間如何。	○全日制は36ヶ月、定時制・通信制は48ヶ月を支給期間の上限とする。
31	○支給に当たり年齢制限は設けないのか。	○年齢制限は設けないこととし、満20歳を超える者についても国費算定の対象とする。
32	○高等学校の通信制の課程に在学する生徒で海外に居住する者も対象とするのか。	○日本国内に住所を有することを支給要件とすることを予定。
33	○一度、私立の高等専修学校などを卒業した後に私立高校に入学した場合は支給されるのか。	○一度高等学校等を卒業した者については、卒業した学校が公立か私立かを問わず就学支援金の支給対象者とはならない。
34	○生徒が2以上の私立高等学校等に在学する場合どうするか。1を選択する場合、選択順位を定めるか。	○申請者が1つを選択し、その際の選択順位は定めず申請者の自由意思とする方向。
(支給対象範囲)		
35	○外国籍者も支給対象となるのか。	○日本国内に住所を有するものであれば支給対象とする。
36	○各種学校について、学校法人立でない外国人学校も支給対象となるか。	○学校法人立以外も対象とする方向であるが、各種学校の対象範囲はなお検討中。
37	○各種学校である外国人学校に通う日本国籍者も支給対象となるか。	○外国人学校を対象とする場合、日本国籍者も対象とする方向
38	○留学生についても支給対象となるのか。	○国費や交換留学生等で、本人(保護者)が授業料を負担していない者については支給されないが、本人(保護者)が授業料を負担している者で国内に住所を有する者については支給対象とする。
39	○全日制高校に在籍しているが保護者が海外に在住しており日本に納税していない場合でも支給対象となるか。	○支給対象とする。
40	○在外教育施設(日本人学校など)に通う生徒も支給対象となるか。	○支給対象としない。
41	○各学校の特待生制度によって授業料免除を受けている生徒に対して支給されるのか。	○支給対象とする。(本人(保護者)が負担している授業料について、支給上限に応じて支給。例えば、特待生制度により本人(保護者)の授業料負担が0円の場合、国費は支給されない。)
42	○対象となる私立学校等において、授業料と就学支援金の差額を滞納している場合であっても、就学支援金の支給対象となるのか。	○支給対象とする。

(支給額)		
43	○私立の定時制・通信制の支給額はいくらか。	○私立の全日制高校と同額(118,800円)を上限とする。なお、低所得世帯については、1.5倍ないし2倍額を上限とする。
44	○国公立の専修学校・各種学校の支給額はいくらか。	○私立高校の支給額と同額(118,800円)を上限とする。
45	○特別支援学校の標準額はいくらか。	○国立は4,800円、私立は私立全日制高校と同額(118,800円)を上限とする。なお、私立の場合、低所得世帯については、1.5倍ないし2倍額を上限とする。
46	○現在の授業料が標準額以下の学校の設置者は授業料を値上げすることが考えられるが対応如何。	○それぞれの設置者の自主性に鑑みれば、各自の判断に委ねられるが、授業料を支払うこととなる者もいることについて、考慮することが必要。
47	○在学途中から各学校が実施する特待生制度の適用を受ける等により、在学中に支給額の変更があった場合、再度認定を行うのか。	○認定は受給資格のみについて行い、支給額の変更があった場合の再認定は行わない方向で検討。
48	○私立について、授業料以外の納付金(実習費、施設整備費等)は就学支援金の給付対象になるのか。	○「授業料」として徴収するもののみを対象とする方向。
49	○二重在籍の場合等、二重に就学支援金が支給されるおそれがあるが、どのように防止するのか。	○申請書上で二重申請でないことを確認し、支給決定通知書に二重受給である場合の罰則について明示する方向。
50	○1単位を基準に授業料を設定している単位制高校の支給額はいくらか。3年分の支給額の範囲内で支給することはできないか。(登録単位数は、1年次は多く、3年次は少ない傾向。)	○全日制・定時制・通信制の区分に応じた年間の支給額を上限とし、支払うべき授業料に応じ、支給額を決定することを原則とするが、1単位を基準に授業料を設定している単位制高校について支給額の特例(登録単位に応じて支給)を設ける方向。
51	○3年制の定時制・通信制は4年制の定時制・通信制に比べ高い授業料が設定されている場合があるが、支給額をどうするか。	○3年制、4年制にかかわらず、1年間の標準額は同額とする方向。ただし1単位を基準に授業料を設定している単位制高校の場合、支給額の特例(登録単位に応じて支給)を設ける方向。
52	○4年制の単位制高校において、必要単位を早期に修得して3年で卒業(三修制)した場合の支給額をどのようにするのか。	○原則として、3年で卒業したか、4年で卒業したかにかかわらず、1年間に支給される標準額は同額とする方向。ただし1単位を基準に授業料を設定している単位制高校の場合、支給額の特例(登録単位に応じて支給)を設ける方向。

53	○昼間3年制の多部制単位制高校については、全日制と同じ授業料が設定されている場合もあるが、これらに在籍する生徒の支給額をどのように設定するのか。(全日制と同じ標準額とするのか。)	○定時制高校の標準額とする。ただし1単位を基準に授業料を設定している単位制高校の場合、支給額の特例(登録単位に応じて支給)を設ける方向。
(支給期間)		
54	○休学している期間の取扱い如何。	○支給を受けることができる月数自体は決まっているため、休学等の場合は申請に基づき猶予を受けることができることにする方向。その場合、授業料として一定額の納入を行う必要がある時は、支給を受ければ当該授業料額が上限になることを認識した上で、猶予申請をするか、支給を受けるかを選択することになる。
55	○留学した場合の取扱い如何。	○日本の高校に納入している授業料について、支給限度に応じて支給する方向。(外国の学校でのみ授業料を納入している場合には支給されない方向。)生徒は、休学の場合と同様に猶予申請をするか、支給を受けるかを選択する方向。
56	○留年した場合の取扱い如何。	○授業料は発生していることから、留年したために支給停止はしないが、受給月数がそのために延長されることとはしない方向。
57	○2年次、3年次になってから申請した場合、年度を遡って在学当初からの支給を認めるか。	○申請をした月(月の初日に在学していない場合は翌月)から支給する。(ただし、やむを得ない理由により申請が遅れた場合は例外を認める。)
58	○生徒が資格認定を申請することができる期限を置か、無制限に請求できることとするか。	○在学中に限り申請できることとする。
59	○平成22年4月から2年生となる者についての支給期間如何。また、当該者がその後留年した場合はどうか。	○それまで留年等していない場合は2,3年次の24ヶ月分とし、その後は当該者が留年した場合でも延長しない。(私立学校等の在籍について通算36ヶ月(定時制・通信制は48ヶ月)までの間支給。)
(資格認定)		
60	○申請時期はいつか。	○4月中に本人から学校設置者に申請書を提出する方向。
61	○受給者は保護者か本人か。本人とする場合、保護者の同意は必要か。	○受給者は本人とし、保護者の同意を必要としない方向。
62	○本人から申請行為を求めず受給資格を認定することはできないか。	○受給権が個人に存するという法的構成をとることを踏まえれば、申請主義の観点から受給権者の資格認定は申請を必要とする方向。
63	○申請書の様式如何。	○申請書については国が省令・告示等で様式を示し、学校設置者において作成することを予定。
64	○申請は年度ごとではなく、3年分で1回ということではどうか。	○3年間に1度資格認定を受ければ継続して支給を受けられることとする方向。(ただし、転学等の場合は再申請。)
65	○資格認定書の名義は誰になるのか。	○知事または教育委員会名義で学校設置者に通知した上で、学校設置者名義で個々の生徒に通知する方向で検討。
66	○本人が申請をしなかった場合、どのような取扱いとするか。(授業料を徴収することとなるのか。)	○保護者の同意を必要としないため、申請しないケースはあまり想定できないが、本人の意志で申請を行わない場合、授業料を徴収することが基本。なお、やむを得ず申請できなかった場合の対応については検討中。
67	○やむを得ず申請できなかった場合に係る救済において、「やむを得ない理由」であるかを判断するのは都道府県か、学校設置者か。	○判断を行うのは都道府県であるが、実質的な確認作業は学校設置者が行い得る方向。

(支給方法)		
68	○支給時期如何。	○国から都道府県への交付は年4回(4月、7月、10月、1月)を予定。県から私立学校等への就学支援金の支給もこれを踏まえたものになると考えられる。 ○各都道府県においても可能な限り支給手続きを迅速化願いたい。
69	○どのように就学支援金を支給するか。	○学校設置者(学校法人等)が、就学支援金を代理受領するスキームとする方向。また、支給者は都道府県とする方向。
70	○都道府県において授業料減免に係る事務を外部団体が担っている場合、就学支援金に係る事務においても活用することはできないか。	○法定受託事務に係る責任は都道府県が負うことになるが、実務において外部団体を活用することは可能。
71	○広域通信制高校の分校のみが県内に所在する場合、当該分校に通う生徒に係る就学支援金の事務は分校所在県が行うのか。	○法令上の「分校」、面接指導施設、サポート校いずれの場合であっても所轄庁である都道府県が担当する方向で検討。
72	○学校設置会社が設置する学校は市町村が認可している場合が多いが、そのような場合でも市町村ではなく都道府県が事務を行うのか。	○学校の設置認可にかかわらず、都道府県からの就学支援金を学校設置者が代理受領する方式とする方向としており、また、市町村とした場合、間に入る行政機関が増えて事務コストが増大することも考えられること等から都道府県とする方向で検討。 ○なお、都道府県の判断により認可市町村に協力を要請することは可能であり、国としても、認可市町村の関与について通知等において記載することを予定。
73	○私立高等専門学校に係る支給方法如何。	○支給者を都道府県、代理受領者を学校法人とする方向。
74	○公立大学法人立高等専門学校に係る支給方法如何。	○支給者を都道府県、代理受領者を公立大学法人とする方向。
75	○市町村立高等専門学校に係る支給方法如何。	○支給者を都道府県、代理受領者を市町村とする方向。
76	○国立学校に係る支給方法如何。(国立大附属学校、国立高専)	○国立学校については、学校設置者である国立大学法人等が代理受領するが、就学支援金の交付は、都道府県を介さず国から国立大学法人等に対して直接行う方向。
77	○国立大学法人、高専機構に資格認定を委任することは可能か。	○国において資格認定を行う方向。
(支給回数)		
78	○就学支援金の支給回数について、年4回とするか、回数を減らすか。	○国から都道府県への交付は年4回(4月、7月、10月、1月)を予定。県から私立学校等への就学支援金の支給もこれを踏まえたものになると考えられる。 ○各都道府県においても可能な限り支給手続きを迅速化願いたい。
79	○生徒数の報告回数について、年4回とするか、回数を減らすか。	○就学支援金が1ヶ月単位で発生することから、国費の適正性を担保する上で国において毎月の生徒数を把握することが必要。ただし、報告回数については、年5回程度にすることを予定。

(低所得者加算)		
80	○低所得者層に対する2倍支給の基準を250万円未満、1.5倍の支給基準を250～350万円未満とする理由如何。	○年収約250万円未満については、生活保護世帯を参考に、年収約350万円未満については、準要保護世帯を参考にしたところ。
81	○低所得者世帯の比率はどのように考えれば良いか。	○総務省統計局家計消費状況調査を基に推計。(250万円未満:6.27%、250万円～350万円未満:7.33%)
82	○250万円、350万円の基準は収入か所得か。	○収入とする方向。(あくまで目安であり、具体的な所得確認基準は市町村民税所得割額とする方向。)(1.15資料から改訂)
83	○具体的な支給の可否についてはどのように判断するのか。	○世帯構成を考慮した基準である市町村民税所得割額を活用することを検討。所得確認のための提出書類としては、住民税所得割額を確認することができる課税証明書・納税通知書によることが考えられる。なお、配偶者が控除対象扶養者でない場合には、配偶者の所得を確認する書類(課税証明書)も併せて提出することを検討。(1.15資料から改訂)
84	○低所得者層の所得確認の際、両親ともに収入がある場合、合算するのか。両親以外(祖父母、生徒の兄弟等)にも収入がある場合はどうか。	○以下の方向で検討中。 ① 保護者の所得を合算する。 ② 保護者がいない場合は本人の所得とする。 ※20歳以上の場合についてはなお検討中。 (1.15資料から改訂)
85	○留学生や保護者が外国に在住する生徒の場合、世帯の所得をどのように確認するのか。	○所得確認書類の提出が困難であると考えられるため、実質的には低所得者加算の対象外とする方向。
86	○私立学校の低所得世帯に係る所得確認については、4.5月の時点では前々年度の課税状況しかわからないため、前々年度を基準とすることでよいか。	○1～6月分については前々年度の所得により、7～12月分については前年度の所得を基準とすることを予定。(例えば新入生の4～6月分については4月中に前々年度の課税状況を確認して支給、7月以降は6月中に前年度の課税状況を確認して支給。)
87	○低所得世帯は所得証明を各市町村から入手する必要があるが、学校からの一括照会(希望生徒世帯一覧を学校が作成しそれを市町村が確認する等)を行うことは可能か。	○所得確認書類については、申請者から提出するものと考えている。
88	○私立の低所得者層の増額に係る基準は前年(又は前々年)の所得のみで判断し、家計急変など他の要素を考慮しないのか。	○就学支援金制度上は、個別の判断のいらない明確な基準で対応する方向。なお、家計急変があった場合は、都道府県の判断により、授業料減免等で対応することが考えられる。
89	○低所得者の現況確認は毎年行うのか。	○毎年度の課税証明書の提出により確認する。
90	○低所得者層に係る所得要件の確認について、都道府県の授業料減免に係る事務と同時期に行うため、保護者から学校設置者への申請時期を都道府県ごとに設定することはできないか。(その場合、加算部分に係る申請は全受給者共通部分に係る申請と切り離すこととなる。)	○可能な限り早期に国費を支出すべく、原則として4月(=新入生など当該年度に初めて請求する場合)及び6月に確認いただくことを予定。
91	○私立高校の生徒数や低所得者層に係る所得要件について、都道府県における確認を不要にできないか。	○各申請者に対する支給決定を行うのは都道府県であるが、支給要件の実質的な確認作業は学校設置者が行い得る方向で検討。

(転学)		
92	○年度途中で転学、同一校内において異なる課程に移動した場合はどうするか。	○転入先の高校等の設置者を通じて再度申請する方向。
93	○学校間で異動した場合の支給月数はどうなるか。	○学校を異動した場合における異動後の月数は、下記の通りとする方向。 i) 定時制・通信制高校以外(全日制高校等)の間の場合→「36月－過去に支給があった月数」 ii) 定時制・通信制高校間の場合→「48月－過去に支給があった月数」 iii) 定時制・通信制高校以外(全日制高校等)から定時制・通信制高校に異動した場合→「48月－過去に支給があった月数×4/3」とする。 iv) 定時制・通信制高校から定時制・通信制高校以外(全日制高校等)に異動した場合→「36月－過去に支給があった月数×3/4」とする。
94	○外国の高校、日本人学校から日本国内の高校に転編入学した場合の支給期間をどうするか。	○転編入学した時期から卒業までの期間について、通算36ヶ月(定時制・通信制は48ヶ月)までの間支給する方向。
95	○現行の授業料徴収回数(ex.前期・後期の2回)と就学支援金支給算定回数(1月単位で12回)が異なるため、転学・退学があった場合、従前の授業料徴収回数が少なく、退学者が多い法人ほど経営に悪影響があることについてどう考えるか。	○国費によって支援金を支給する以上、生徒の就学実態にできるだけ合わせて支援金を支給し、不当利得や二重払いを回避する必要がある。一方で、授業料の徴収単位期間は様々であり、これに合わせて支給単位期間を様々にすることは、制度設計上複雑になり、事務負担も増えることになるため、月単位で算定することが基本とする。 ただし、設置者においては、予め支援金分を差し引いて授業料を徴収することを基本とするものの、これを強制するのではなく、本人が全額授業料を支払った上で、後から支援金分を還付したり、次の授業料納入時期に調整することを許容する方向。 なお、学校設置者が予め就学支援金分を一括して差し引いて授業料を徴収した上で、生徒が早い段階で退学した場合には、それ以後就学支援金は支払われなくなるが、生徒に対する設置者の授業料債権そのものはなくなっておらず、学校は不足額について従前通り生徒に請求することになると考えられる。
96	○月の途中で他の学校に転校した場合、代理受領する設置者はいずれになるのか。	○月の初日に在籍していた学校設置者が代理受給する方向。
97	○年度途中で他の高等学校等に転学・退学した場合、転学先や入学先における支給期間をどのように確認するのか。	○就学支援金の受給証明書の発行は、代理受給者である都道府県が本人に対して行うこととする方向。様式については、省令・告示等で定める方向。
98	○受給証明書を発行する場合、生徒から手数料を徴収することが可能か。	○設置者の判断により可能と考えるが、その場合、社会通念上適正な額とすることが必要。

(事務費・事務配分)		
99	○都道府県・学校法人等が行う事務の概要如何。	○当日別途資料配付予定。
100	○事務費の所要額如何。	○当日別途資料配付予定。
101	○都道府県に提出するのは名簿等のみとし、申請書は各学校で保管させることは可能か。	○申請書本体の保管方法については、各県の裁量により可能とする方向。
102	○支給対象者一覧の作成をどのように行うのか。	○設置者において作成したものを都道府県に提出する方向。
103	○交付決定書について、様式を都道府県の裁量で定められるようできないか。	○支給を受ける資格の認定及び交付決定書については、国が様式を定める方向であるが、年4回のそれぞれの支給決定の方法については、県の会計処理状況を踏まえ行うことになると考える。
104	○事務費の配分について。	○検討中。(学校数や処理件数等に基づき配分することが考えられる。)
105	○事務費の使途について。	○使途に都道府県の一定裁量があるものとする方向。
106	○学校設置者への事務費の配分方法如何。	○都道府県からの事務委託に伴い配分する方向。
107	○都道府県から国への申請、国からの交付金受領について、公立と私立で別々に手続をすることは可能か。	○可能とする方向。
108	○設置者の事務は都道府県からの受託事業とされているが、その場合、委託費は税法上課税対象か。	○検討中。
(その他)		
109	○就学支援金について各都道府県において歳入歳出に計上する必要があるか。	○都道府県の事務として支給を行うため、予算化が必要。
110	○国からの資金が支給されるまでの間、学校設置者においては手許流動資金が不足するため、経営上悪影響があることについて、どのように考えるか。	○検討中。
111	○以下のような場合に必要額は措置されることとなるか。 ①都道府県の申請の結果、合計額が国の予算を上回った場合。 ②都道府県の申請以降に転入等により申請額が増加した場合。 ③年度終了後、実績報告の時点で額が増加した場合。	○基本的に国が経費を全額負担することを予定しており、補正予算や次年度追加交付などの方法を含めて対応可能と考える。
112	○精算について4月末までに前年度の生徒の在籍状況を整理するのは困難であり、事務の効率面からも次年度の第1回支給の際の精算にできないか。特に学校法人との関係では時間を要することを懸念。	○要検討。 (義務教育費国庫負担金においては、地方公共団体の決算時期にあわせて精算を行っており理論上可能ではあるが、勤務実績等を踏まえる必要のある教員給与と単なる使用料収入である高校授業料を同列にできるか、財務省等との調整が必要。なお、次年度の支給金額により精算することは、予算計上年度が異なり不可能。)

113	○事務処理の地方自治法上の位置づけについて。	○法定受託事務とする。
114	○公立高等専門学校、専修学校に係る授業料徴収条例の改正は必要か。(再掲)	○公立高専、専各は授業料不徴収ではなく就学支援金制度の対象であり、設置自治体の条例等の定めるところにより授業料を徴収することになる。設置自治体においては、生徒の経済的負担軽減(例えば支援金支給までの間の猶予を認める等)に配慮願いたい。
115	○就学支援金と既存の都道府県実施の授業料減免、奨学金、私学助成との関係如何。	○就学支援金支給対象外の生徒が存在するほか、私学は授業料と就学支援金の差額が発生する場合等もあるため、授業料減免は都道府県の判断で継続可能。また、個人に受給権が存する就学支援金とは異なり、私学助成は機関助成であり、今後も継続されることになる。 国公立高校生等に対する奨学金については、行政刷新会議の事業仕分けで「高校無償化との関係を整理」とされたことを踏まえ、①無償化が給付であるのに対し、奨学金は貸与であり、卒業後に返還が必要、②高校実質無償化は授業料相当額が対象、奨学金事業は授業料以外の教育費も対象と整理し、高校奨学金事業は無償化の導入後においても引き続き必要と認識している。
116	○低所得者層の所得確認等に係る個人情報保護の考え方如何。	○個人情報保護法等の関係法令等により対応。
117	○就学支援金支給前の学校法人における授業料債権の会計上の取扱い如何。	○就学支援金分の授業料は未収金としておき、後に相殺する方向で検討。

Ⅲ. 共通		
118	○国費の交付について。	○①公立高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校を含む)の不徴収分、②就学支援金(私立高等学校、公私立高等専門学校、公私立専修・各種学校を対象)、③事務費、の3種類の交付金について予算計上する方向。(科目の名称については検討中)
119	○生活保護制度との関係について。	○今回の制度は、被保護世帯も対象としていることから、これに伴い、厚生労働省において、現行の高等学校等就学費について、授業料分を廃止するなど所要の改定を行うことを予定。
120	○法案の提出予定時期如何。	○次期通常国会の予定。
121	○制度設計の詳細について早期の周知・広報が必要ではないか。国においてパンフレット等を作成するのか。	○内容について可能な限り早期に詳細を周知・広報したい。なお、パンフレット等を国において作成予定。
122	○国際人権A規約第13条第2項(b)の中等教育の漸進的無償化条項の留保について、本制度の導入に伴い留保を撤回するのか。	○調整中。
123	○政令指定都市の扱い如何。	○他の市町村と同じ扱いとする方向で検討。